

# 大館市農業委員会総会議事録

令和元年 5 月 17 日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和元年5月17日（金）午前9時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）※13番欠番（辞任による）					
1番	菅原 一成	8番	石山 元一	17番	成田 レイ子
2番	安達 英樹	9番	糸屋 由衛門	18番	阿部 重信
3番	安部 幸美	10番	渡邊 久雄	19番	畠山 市子
4番	菅原 和久	12番	伊藤 昇		
5番	田村 秀雄	14番	富樫 英悦		
6番	木次谷 和明	15番	斎藤 重春		
7番	虻川 マキ子	16番	小林 大樹		
3. 欠席委員の氏名（ 1名）					
11番	藤盛 久登				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5.出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義	主 査	羽賀 智光	
	主 幹	金子 広英			
	係 長	宮崎 直人			
6.議事録署名委員	12番	伊藤 昇	14番	富樫 英悦	
7.書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 11 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 27 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 28 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 29 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 30 号	農地・非農地の判断について
議案第 31 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 32 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、藤盛 久登 委員より、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 12 番 伊藤 昇 委員、議席番号 14 番 富樫 英悦 委員にお願いいたします。

## 議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

・業務報告(4月総会～5月総会)について

・報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

以上報告する。

## 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようでありますので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 27 号『農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

5 ページをお開き願います。

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和元年 5 月 17 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、6 ページから 7 ページまでの No.7 から No.9 までの 3 件で、面積は田が 26,635 m<sup>2</sup>、畑が 11,698 m<sup>2</sup>、面積合計は 38,333 m<sup>2</sup>であります。

内容は、「新規就農」が 2 件、「経営移譲年金受給のための貸直し」が 1 件で、いずれも貸借期間は 10 年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 3 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 27 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 4 番（菅原 委員）

No.7 についてですが、同一世帯で新規就農とは、どういうことでしょうか。

#### 局長

これまで父親が経営主として営農していましたが、担い手である子が畑作部門を独立して営農するというので、新規就農者となっています。

#### 10 番（渡邊 委員）

No.8 の営農計画について説明願います。

#### 局長

主にアスパラガスの営農を計画しており、農業機械は補助支援を受け導入し、家族の協力を得て耕作の事業に供する計画となっています。

#### 議長

他にご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので、議案第 27 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

次に、議案第 28 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

8 ページをお開き下さい。

議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和元年 5 月 17 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、9 ページのNo.28、No.29 の 2 件で、地目はすべて田、面積合計は 4,268 m<sup>2</sup>であります。

譲受の事由は、どちらも「経営拡張」であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 4 ページ、5 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

#### 議長

ただいま説明のあった議案第 28 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 28 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 29 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

10 ページをお開き願います。

議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和元年 5 月 17 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、11 ページNo.8 から 12 ページNo.11 までの 4 件で、面積は、田が 4,994 m<sup>2</sup>、畑が 701 m<sup>2</sup>、面積合計は 5,695 m<sup>2</sup>です。

初めに、No.8 についてご説明いたします。

転用の目的は一般住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市役所真中出張所の北西約 600m 地点に位置する、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、農用地区域外の第 2 種農地と判断いたしますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のカの (ア) に該当いたします。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.8 の位置図及び配置図は 13、14 ページに記載のとおりであります。

次に、No.9 についてご説明いたします。

転用の目的は一般住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は秋田県立大館鳳鳴高校の南約 380m 地点に位置する用途地域の第 1 種低層住居専用地域内の農地で、第 3 種農地と判断しますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.9 の位置図及び配置図は 15、16 ページに記載のとおりであります。

次に、No.10 についてご説明いたします。

転用の目的は宅地分譲しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。



まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立有浦小学校の北約130m地点に位置する用途地域の第1種中高層住居専用地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.10の位置図及び配置図は17、18ページに記載のとおりであります。

次に、No.11についてご説明いたします。

転用の目的は住宅展示場及び宅地分譲しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立東中学校の東約220m地点に位置する用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.11の位置図及び配置図は19、20ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.8、No.9の現地調査の結果を議席番号7番の 虻川 マキ子 委員より、また、No.10、No.11の現地調査の結果を議席番号5番の 田村 秀雄 委員よりご報告願います。

## 7番

7番の虻川 マキ子です。

議案第29号のNo.8とNo.9につきまして、去る5月8日に田村 秀雄 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

まず、No.8 についてですが、申請地は 13 ページの位置図になります。

この場所は、大館市役所真中出張所より主要地方道比内田代線を板沢方面へ 600m ほど進んだ左側農地で、地目は畑ですが休耕地として管理されておりました。

申請者夫婦は、現在、川口地区で両親と祖母の 5 人で暮らしており、将来的に長男世帯が同居する予定のため、親元から独立した住宅の建築を計画しました。用地選定にあたり、川口地区で宅地も含めて土地を探したが計画する予算内で見合う適地が無く、赤石地区の親戚より農地ではあるが安価で譲る話があり、検討した結果、県道に接し川口の実家にも近く、また、幼少期より慣れ親しんだ地区で、将来子供が生まれた時の学校や、高速インターチェンジにも近く利便性が良いことから、適地として選定したものです。

14 ページの配置図にありますように、申請地の南側に住宅一棟、北側に車庫を一棟建築する計画です。

用地造成につきましては、黒土を 50 cm ほど剥いで岩<sup>がん</sup>ズリと碎石で盛土をし、周囲隣接地とは切り下げて施工することで、隣接地への土砂の流失を防止します。

汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は、表層を碎石敷きにし自然流下及び地下浸透させるということで、特に問題はないものと見てまいりました。

次に、No.9 についてですが、申請地は 15 ページの位置図になります。

この場所は、市道 有浦東台線と市道 長根山 4 号線交差点を東台五丁目方面へ 200m ほど進んで左折し、20m ほどすすんだ右側農地で、地目は畑ですが休耕地として管理されておりました。

申請者夫婦は、現在、市内のアパートに居住していて、9 月に子供が生まれる予定であり、今の住まいでは手狭であるため、住宅の建築を計画したものです。

16 ページの配置図にありますように、住宅一棟とカーポート及び庭を整備する計画であります。

用地造成につきましては、表土を 30 cm ほど剥いで碎石で盛土をし、東側

の境界は道路側溝と高低差が無いように施工、西側は既存のブロック塀があり、北側と南側は境界ブロックを新設し、隣接地への土砂の流出を防止します。

汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は、表層を砕石敷きにし地下浸透させ、大雨時には東側への傾斜により道路側溝へ放流するというこ  
とで、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

## 5 番

5 番の田村 秀雄です。

議案第 29 号のNo.10 とNo.11 について、報告いたします。

まず、No.10 についてですが、申請地は 17 ページの位置図になります。

この場所は、大館市立有浦小学校西側の市道有浦区画 1 号線を小学校から北へ 200m ほど進み、市道有浦区画 5 号線へ右折し 20m ほど進んだ右側農地で、地目は田ですが休耕地として管理されておりました。

18 ページの配置図にありますように、170 m<sup>2</sup>程度の小規模住宅用地として 9 区画を整備し宅地分譲する計画であります。

用地造成につきましては、黒土を剥いで 60 cm ほど砕石で盛土をし、道路部分はアスファルト仕上げ、西側境界は既存のコンクリート塀があり、東側と南側は L 型擁壁を新設、北側は市道と高低差の無いように施工し、隣接地への土砂の流失を防止します。

汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は地下浸透及び道路部分両脇に側溝を設置し北側市道側溝へ放流するというこ  
とで、特に問題はないものと見てまいりました。

次に、No.11 についてですが、申請地は 19 ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道大館十和田湖線を市道有浦東台交差点より西へ 150m ほど進んだ左側農地で、地目は田ですが畑として利用されていたよう  
であります。

20 ページの配置図にありますように、住宅展示場を 1 棟、事務所、駐車場 (35 台分)、南側に 220 m<sup>2</sup>程度の住宅用地として 4 区画を整備し分譲す

る計画であります。

用地造成につきましては、表土を 30 cmほど剥いで岩<sup>がん</sup>ズリと碎石で盛土をし、北側の境界は県道と同じ高さになるように盛土をし、東側は既存の法面があり、展示場西側と南側分譲地との間にはL型擁壁を設置、分譲地西側と南側は側溝と平坦になるように造成し、隣接地への土砂の流出を防止します。

汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は地下浸透により区域内で処理するが、大雨時には南側への傾斜と通路・浸透施設により南側市道側溝へ放流するというので、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

### 議長

ただいま、虻川 マキ子 委員並びに 田村 秀雄 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 29 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、議案第 29 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

次に、議案第 30 号『農地・非農地の判断について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

21 ページをお開き願います。

議案第 30 号 農地・非農地の判断について

農林水産省通知「農地法の運用について」第 3 の 1 の (3) のウ及び第 4 の規定に基づく農地・非農地の判断について意見を求める。

令和元年 5 月 17 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門  
当該地は、去年の農地パトロールにおける検討会で再生利用が困難な農地

として判断されたものです。

よって、「農地法の運用について」の第3の1の(3)のウで規定する再生利用が困難な農地として、同じく農地法の運用に規定する第4遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いに基づき、処理するものです。

当該地については、今後農業上の利用の増進が見込まれない状況等を踏まえ、農地に該当するか否かの農業委員会の判断を求めるものです。

なお、農地でないと判断された場合、当該地の所有者等及び県、市、法務局等の関係機関に対してその旨を通知するとともに、当該地について、農地台帳の整理等を行う事になります。

**議長**

ただいま説明のあった議案第30号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第30号について、非農地と決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め非農地と決することといたします。

次に、議案第31号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

**局長**

24ページをお開き願います。

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、

これを承認することについて併せて意見を求める。

令和元年5月17日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

25 ページから 29 ページまでには、令和元年度農用地利用集積計画（第 2 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 97 から新 - 168 までの、72 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 4 件、3 年が 17 件、4 年が 4 件、5 年が 11 件、6 年が 15 件、10 年が 20 件、20 年が 1 件、地目は田の面積が 390,997.56 m<sup>2</sup>、畑が 15,373 m<sup>2</sup>、面積合計は 406,370.56 m<sup>2</sup> となっております。

30 ページには、利用権を再設定するものが記載されております。

再 - 82 から再 - 84 までの 3 件であります。

契約期間 3 年が 3 件で、地目は田の面積が 18,498 m<sup>2</sup>、畑が 1,208 m<sup>2</sup>、面積合計は 19,706 m<sup>2</sup> となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 31 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

初めに、新規の 28 ページ 新 - 152 を除いた、25 ページ 新 - 97 から 29 ページ 新 - 168 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、新 - 152 を除いた、新 - 97 から 新 - 168 までについ

て、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、28 ページの新一152 について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 8 番 石山 元一 委員は退席願います。

( 8 番 石山 元一 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、新一152 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 8 番 石山 元一 委員は入室をお願いします。

( 8 番 石山 元一 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、再設定の 30 ページ 再-82 から 再-84 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、再-82 から 再-84 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第 32 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

31 ページをお開き願います。

議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和元年 5 月 17 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

32 ページには、令和元年度農用地利用集積計画（第 2 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-4、所-5 の 2 件で、秋田県農業公社から所有権を移転するものが 1 件、秋田県農業公社へ所有権を移転するものが 1 件で、地目は田、面積合計は 22,709 m<sup>2</sup>となっております。

移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、所有権を移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 32 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 32 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとし、大館市長へ送付することといたします。

## 議長



以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項2件、局長、係長よりそれぞれ説明する。

議長

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午前10時10分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年5月17日

議 長

---

議事録署名委員 12 番

---

議事録署名委員 14 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第27号 No.7	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">使用貸借権設定</span>		
土地の所在	大館市雪沢字上中羽立・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市雪沢字小雪沢・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市雪沢字小雪沢・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は新規就農者であるが、対象地は父親所有の農地であり、これまでも父親が耕作を行っている。今後、申請農地を借受け独立して営農を行なおうとするものであり、世帯で保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況、営農計画書等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲渡(貸)人世帯が耕作を行っており、今後は譲受(借)人が独立して営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月26日、斎藤重春 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第27号 No.8	所有権移転 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字上屋敷坂・・・・・・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字八幡沢岱・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字上野・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は新規就農者である。主に畑作(アスパラガス)による営農を計画しており、農業機械は補助支援を受け導入し、労働力は家族の協力を得る状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人がアスパラガス栽培で営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月26日、小林大樹 農業委員と仲澤信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第27号 No.9	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">使用貸借権設定</span>		
土地の所在	大館市二井田字中前田・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字村下・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字村下・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月26日、小林大樹 農業委員と仲澤信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第28号 No.28	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">所有権移転</span> 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市字小釈迦内道上・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字小釈迦内道上・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字中前田・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大するため本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。</p> <p>なお、4月26日、斎藤重春 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第28号 No.29	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">所有権移転</span> 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字中仕田前田・・・・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中仕田・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中仕田・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、5月10日、花田昭治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>